はしがき

■「国際取引法」の現代における広がり

本書は「国際取引法」の入門書である。とはいっても本書は，国際的な物品売買の法的規律のみを扱っているわけではない。とくに，**第3編**，**第4編**で扱っている事項は，従来の「国際取引法」と題された書籍では必ずしも扱ってこなかった事柄も含んでいる。

この点，企業が国際的な活動をする際，外国の企業との間において物品を売買するといった狭義の「取引」しか方法がなかった時代も，かつては確かに存在していた。そのような時代においては，そうした狭義の「取引」の国際的な法的規律を扱うだけで，その時代の要請に応えることができたかもしれない。

しかし，現代における企業の国際的な活動は，そのような単純な形態をはるかに超えるものになっている。もちろん，**第2編**で扱うような日本企業と海外企業との間において取引を行う場合の法的規律も依然として重要である（**第3章**～**第6章**）。

しかしそれ以外に，海外に自社の拠点を置いて当該海外市場に対して直接に自社のサービスを展開するといった形態が，巨大な企業ではなくとも珍しくなくなっている。その際には，現地の企業の販売網を利用する形で海外代理店・販売店を置く方法もあるし（**第7章**），海外に支店を置く，あるいは，子会社を設立するといった方法もある（**第8章**）。また，その場合，収益が海外で発生することになるため，課税が国際的にどのようになされるかという問題にも対応しなければならないし（**第9章**），単なる売買代金の国際決済を超えて，複雑な金融取引を国際的に行う必要をも発生させる（**第10章**）。さらに，競争法規制・経済安全保障規制・腐敗防止規制の

国際的な適用にも対応しなければならないし（**第 11 章**），最近では人権保護や個人情報保護の観点からの新たな規制の国際的な適用にも対応しなければならない（**第 12 章**）。もちろん，現地で労働者の雇用もしなくてはならないため，国際的な労使関係にも対応しなければならない（**第 13 章**）。

また，紛争解決という点でも，国家により提供される裁判所という紛争解決システムには，（国家ごとに別異のシステムが併存しているというその基本構造ゆえに）国境を越えて発生する国際紛争を解決するのにさまざまな限界があるため（**第 14 章**），ビジネス界が主導して構築されたより普遍的な紛争解決システムである国際仲裁が，国際紛争の実効的な解決に機能を発揮するようになっている（**第 15 章**）。

このようにみてくると，企業の国際的な活動の法的規律を対象とする「国際取引法」は，現代においては大きな広がりをもつに至っており，そうした要請に十分に応えられることを企画段階から心がけたため，本書は多彩な項目を含んだものになった。もっとも，そのように広がりをもったとして，国際的な法的規律を考えるための基本構造には変わりはなく，そうした構造と理解のために必要な基本的知識については冒頭に示すこととした（**第 1 章**，**第 2 章**）。

■国際ビジネス関係者における意義

以上のように本書は，現代における国際企業活動を巡る法的規律の全体像を明らかにすることを試みるものであり，国際ビジネスに携わる人々にとっては，自身が現在関与している業務が全体の中でどのように位置づけられるのか，他にどのような分野が関係しているのか，そして，そこではどのような問題が新たに発生しているのか，法的規律という観点から，これらを理解するための手助けにな

るであろう。

また，国際ビジネスに関与する弁護士や法務部スタッフにとっては，現在直面している問題を深く掘り下げるために，前提となる最低限の法的知識を提供するとともに，どのような分野につきどのような方向で調査・検討を進めていくべきか，一定の指針を与えるものになるであろう。

それぞれの分野の法学専門書はあまたに存在する。しかし，企業が国際的に活動する中で直面せざるをえない問題を網羅的に扱おうとする「国際取引法」においては，必然的に，個々の分野につき深く掘り下げるのではなく，分野横断的なアプローチをとらざるをえない。そして，そのような分野横断的な法学専門書は意外に少ないのであり，そうであるがゆえに，上記のような意義を有することができると言えよう。

■法科大学院生・法学部生における意義

他方，法科大学院生については，司法試験の選択科目の１つである「国際関係法（私法系）」において「国際取引法」が含まれていることから，より実践的な意味において，本書を通じて最新の「国際取引法」を学ぶことは重要となる。そしてそれは，卒業後の法科大学院への進学，あるいは予備試験を通じて，将来的に司法試験に挑戦しようとする法学部生（あるいは他学部の学生）にとっても同様である。

ただ，上述のように本書は，「国際取引法」が伝統的に扱ってきた国際物品売買契約を巡る法的規律に関する説明を超えて，現代において企業が国際的な活動をするにあたり直面せざるをえない，さまざまな分野における問題を網羅的に解説するものである。試験で出題される可能性が低い分野や問題についての解説であっても，現

代における実務の現実という観点からはきわめて重要なものばかりであり，司法試験を意識して本書を手に取ったとしても，是非，これを契機に精読していただきたい。勉強を継続することのモチベーションを与えるであろうし，将来において必ず役に立つことも間違いはない（もちろん，試験対策のための教科書としても本書は有用である）。

■グローバル化のさらなる進展と「国際取引法」を学ぶ意義の増大

現在，世界中で「グローバル化」が進行している。わが国においても，身の回りの品々の中に，純粋な「made in Japan」を探すほうが難しくなっている。もちろん，こうした流れに抗おうとする「反グローバリズム」とよばれる主張も存在するが，しかし，反対意見を表明したからすぐにその流れを止めることができるような単純な状態にはもはやない。

その理由の1つは，日本社会における人口減，および，少子高齢化という現実の中にある。2020年代半ばの現在，日本の人口は1億2300万人ほどであるが，この数は次第に減少すると合理的に予測されている。ある将来予測によれば，2050年代には1億人を割り込むとされている。

しかし，これ以上に深刻なのは，全人口に占める若年者層の割合が急速に低下し，高齢者層の割合が急速に増加しているという問題である。現在，15歳未満の子供の割合は12%ほどであるが，65歳以上の割合は30%弱にまで達している。そして，ある将来予測によれば，2040年には35%を超え，2070年には40%近くまで達するとされている。

この急激な少子高齢化現象については，若年者層の社会保障費の負担増加との関係で問題視されることが多い。しかし他方で，わが

国の経済を支える日本企業の業績という点においても，深刻な問題である。ある地域における人口減は，その地域において売買される商品の数や提供されるサービスの数の減少を意味する。すなわち，マーケットの縮小である。加えて，相対的に高齢者は購買活動を積極的にしない傾向がある。逆に言えば，商品やサービスの購買者の中心は若年者層であるがゆえに，少子高齢化はマーケットのますますの縮小を意味するのである。

とすると，日本企業は，日本のマーケットだけをターゲットにビジネスを行っている限り，将来の売上は当然に減少していくしかなく，現在の企業規模や従業員数を維持していくことすら難しくなるということになる。

一方，日本の周辺の「新興国」とよばれている国々においては，まったく状況が異なっている。とくに，アジアの諸国においては，たとえば，14億4200万人のインド，14億2500万人の中国，2億8000万人のインドネシア，2億4500万人のパキスタン，1億7500万人のバングラディッシュ等々，ただでさえ莫大な人口を抱える国が多いうえに，そうした人口がますます増加している国がほとんどである。加えて，人口に占める若年者層の割合が高く，しかも，そうした人々の生活水準が急速に向上している。すなわち，新しいマーケットが，まさにわが国の隣で急拡大しているのである。

とすると，日本企業がこれからを生き残っていくために何をしなければならないのかは，明白であるということになる。すなわち，アジアを中心に急拡大している新興国マーケットに対して自社の商品やサービスを効果的に売り込んでいけるかが，今後の事業継続・拡大の切り札になっているのである。そしてこのことは，一昔前の現象，すなわち，労働賃金や土地といった生産インフラの安さに着目して，工場などの生産拠点だけをそうした新興国に移すという形

での国際化とは，また１つ次元を異にする新しい現象であると言えよう。

このように，これからの日本にとってグローバル化の進展は必然であり，企業活動のますますの国際化も急務であるといえよう。そうした中，グローバルなコミュニケーションツールとしての英語力の獲得とともに，「国際取引法」を学ぶ意義はますます増大していくと言わざるをえない。本書がそのための一助となれば，これに優る喜びはない。

目　次

序章　国際取引法を学ぶにあたって …… 1
1　私たちの生活と国際取引（1）　2　本書の内容（3）
3　国際取引法の学び方（3）　4　国際ビジネス法務の世界（5）

第１編　国際取引法総論

第１章　国際取引と法 …… 8
第１節　国際取引とは　8
1　国際取引と国際取引法（8）　2　国際取引の種類（9）
第２節　国際取引における主体　10
1　自然人（10）　2　法　人（12）　3　国（14）
第３節　国際取引において生じる法的諸問題　15
第４節　国際取引に関係する私法上のルール　18
第５節　国際取引に関係する公法上のルール　21

第２章　準 拠 法 …… 24
第１節　準拠法決定の基本　24
第２節　契　約　26
1　準拠法決定ルールの枠組み（26）
2　当事者の合意による契約準拠法の選択（通則法７条・９条）（28）
3　当事者による準拠法選択がない場合の契約準拠法（通則法８条）（31）
4　契約の方式の準拠法（通則法 10 条）（33）
第３節　不法行為　35
1　準拠法決定ルールの枠組み（35）
2　一般不法行為の準拠法（通則法 17 条）（35）

3　明らかにより密接な関係がある地の法の適用（通則法 20 条）（37）
4　当事者の合意による準拠法選択（通則法 21 条）（38）
5　公序による制限（通則法 22 条）（38）

第 2 編　国際売買取引

第 3 章　国際物品売買契約 …… 42
第 1 節　概　要　42
第 2 節　CISG の適用要件と契約準拠法　43
1　概　要（43）　2　「国際性」・「CISG との関連性」の要件（44）
3　「物品売買契約」の要件（45）
4　CISG の規律事項と任意法規性（46）
第 3 節　契約の成立　49
1　概　要（49）　2　申込み（49）　3　承　諾（50）
第 4 節　売主・買主の義務　52
1　概　要（52）　2　売主の義務（53）
3　買主の義務（57）　4　インコタームズ（60）
第 5 節　契約違反に対する救済・免責　63
1　債務不履行（64）
2　債務不履行に対する救済：CISG の救済手段（65）
3　契約締結後の事情変更と免責（70）
第 6 節　製造物責任　73

第 4 章　国際運送・保険・決済 …… 77
第 1 節　運　送　77
1　運送手段の種類とその選択（77）　2　海上運送（79）
3　航空運送（83）　4　複合運送（86）　5　運送書類（87）
第 2 節　保　険　92
1　貨物保険（92）　2　貿易保険（94）

第 3 節　決　済　94
1　決済手段の類型（94）　2　為替手形・信用状（95）
3　電信送金（98）

第 5 章　国際知的財産権 ……100
第 1 節　国際的な権利保護の枠組み　101
1　パリ条約（101）　2　ベルヌ条約（103）
3　TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）（104）
第 2 節　知的財産に関する契約　106
第 3 節　知的財産の準拠法　110
1　知的財産に関する契約の準拠法（111）
2　知的財産権侵害の準拠法（112）　3　並行輸入（114）

第 6 章　プラント輸出 ……117
第 1 節　プラント輸出とは　117
1　プラント輸出の概要（117）
2　プラント輸出の当事者（118）
3　プラント輸出の類型（119）
第 2 節　取引に特有の契約条項　120
第 3 節　プラント輸出契約に適用される法（準拠法その他公法的規制）　124
1　準拠法（125）　2　公法的規制（125）
3　標準契約約款・ガイドライン（127）

第 3 編　国際事業展開

第 7 章　代理店・販売店 ……130
第 1 節　代理店・販売店契約　130

1　代理店・販売店契約とは（130）
2　代理店・販売店契約の内容（132）
第 2 節　代理店・販売店契約の準拠法と保護立法　134
1　代理店・販売店契約の準拠法（134）
2　代理店・販売店の保護法制（135）
3　代理店・販売店契約と競争法上の制限（137）

第 8 章　国際取引と会社……138
第 1 節　会社の種類と法人をめぐる法の適用関係　138
1　設立準拠法（139）
2　外国会社と擬似外国会社の規制（139）
第 2 節　子会社・合弁企業の設立　141
第 3 節　M&A　143
1　概　要（143）　2　国際 M&A における法の適用関係（144）
3　国際 M&A の個別問題（144）
第 4 節　国際投資に関する法　145
1　国際投資（146）　2　国際投資保護（147）
第 5 節　会社の消滅と再生　148
1　解散と清算（148）　2　国際倒産（149）

第 9 章　国際課税……152
第 1 節　国際課税の枠組み　152
第 2 節　国際的二重課税の除去と租税条約　153
第 3 節　恒久的施設（PE）　155

第 10 章　国際金融（為替・ローン・債券）……158
第 1 節　通貨・為替　158

第 2 節　国際的な資金調達　160
1　ユーロ市場（162）　2　ローン（163）
3　シンジケートローン（164）　4　債　券（165）
5　プロジェクト・ファイナンス（169）

第 4 編　国際コンプライアンス

第 11 章　国際経済法 ……174
第 1 節　競争法と腐敗防止のためのルール　174
1　主要国の競争法の特徴（174）　2　域外適用（176）
3　経済安全保障・安全保障貿易管理（輸出入規制）（179）
4　国際取引における贈収賄（185）
第 2 節　自由貿易体制の国際的保障の枠組みと基本的な規律　185
1　WTO（185）　2　EPA/FTA/ 投資協定（187）
3　WTO における紛争解決（188）

第 12 章　国際取引と個人の保護 ……191
第 1 節　ビジネスと人権　192
1　ビジネスにおける人権の尊重（192）
2　各国の法制（195）
第 2 節　個人情報保護　197
1　個人に関する情報・データの利活用と保護（197）
2　各国のデータ保護法制（199）

第 13 章　国際労務 ……203
第 1 節　労務コンプライアンス　203
第 2 節　国際労働契約の準拠法　207

第 5 編　国際紛争処理

第 14 章　国際民事訴訟 ……212

第 1 節　国際裁判管轄　212

1　合意を原因とする国際裁判管轄（212）

2　管轄合意がない場合の国際裁判管轄（215）

第 2 節　送達・証拠調べ　219

1　送　達（219）　2　証拠調べ（220）

第 3 節　外国判決の承認　221

1　総　説（221）　2　わが国の承認要件（223）

3　わが国の承認・執行手続（225）

第 15 章　国際仲裁 ……227

1　仲裁とは（227）　2　仲裁と仲裁合意（228）

3　仲裁手続の概要（228）　4　仲裁に適用される法規範（229）

5　仲裁合意の効力・仲裁合意のドラフティング（231）

6　仲裁廷の構成と仲裁人（234）　7　審理手続（236）

8　暫定保全措置（237）

9　仲裁判断，その取消および執行（238）

10　仲裁にかかるコスト（239）

おわりに ……243

さくいん ……246

執筆者紹介

（執筆順。肩書は 2024 年 10 月現在。＊は編者）

＊早川吉尚（はやかわよしひさ）
立教大学法学部国際ビジネス法学科 教授，
瓜生・糸賀法律事務所 弁護士
はしがき・おわりに

＊森下哲朗（もりしたてつお）
上智大学法学部国際関係法学科 教授
序章

羽賀由利子（はがゆりこ）
成蹊大学法学部法律学科 教授
第 1 章・第 5 章・第 12 章・第 13 章・Column 3-3・Column 6-1

小池未来（こいけみく）
大阪大学大学院高等司法研究科 准教授
第 1 章・第 2 章・第 4 章

小川和茂（おがわかずしげ）
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 専門員，
立教大学法学部 兼任講師
第 1 章・第 15 章

福井清貴（ふくいきよたか）
明治大学法学部 准教授
第 3 章（第 1 節～第 4 節）

種村佑介（たねむらゆうすけ）
早稲田大学法学学術院 教授
第 3 章（第 5 節・第 6 節）

小野木尚（おのぎひさし）
明治学院大学法学部グローバル法学科 准教授
第 6 章

中村知里（なかむらちさと）
神戸大学大学院法学研究科 准教授
第 7 章・第 9 章

伊達竜太郎（だてりゅうたろう）　沖縄国際大学法学部 教授
第 8 章

藤澤尚江（ふじさわなおえ）　筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授
第 10 章

洪　淳康（ほんすんがん）　金沢大学人間社会研究域法学系 教授
第 11 章

岩本　学（いわもとまなぶ）　南山大学法学部法律学科 教授
第 14 章

第 4 章
国際運送・保険・決済

国際物品売買取引において物品を受け渡す際には，その当事者のいずれかによって物品の運送が運送業者に委託される。運送中に物品にトラブルが発生した場合に備えて，そのリスクを負担する当事者が保険をかける（以上について，→**第 3 章第 4 節**も参照）。代金の支払いは銀行を介して行われるのが通例であるが，さまざまな方法がある。本章では，このように国際物品売買取引の実行に付随して重要となる運送・保険・決済について学ぶ。

第 1 節　運　送

1　運送手段の種類とその選択

■運送手段の種類

物品運送の手段には，船舶による**海上運送**，航空機による**航空運送**，自動車や鉄道による**陸上運送**がある。これらのうちの複数の手段を組み合わせたものを**複合運送**と呼ぶ。

海上運送を行う船舶は，貨物のサイズ・重量が規格化されたコンテナ船が主流である。コンテナ船では電源が使用でき，貨物の温度管理が可能である。ほかに，タンカー（石油），LNG 船（液化天然ガ

ス），自動車専用船（自動車），ドライバルク船（鉄鉱石等）といった貨物の種類に応じた船舶や，クレーンを備え大型貨物を積み込むことができる船舶，RORO 船というトラックやトレーラーが自走して貨物を積み込むことができる船舶もある。航空運送でも，航空機の形状に合った航空コンテナが用いられる。また，航空機には長尺の貨物や重量物（約 100 トン）を積載できるものもある。鉄道による運送はコンテナが中心となる。コンテナは自動車での運送との連携も可能である。

コンテナ輸送

（筆者撮影：4-1 も参照）

■運送手段の選択

島国である日本からまたは日本への物品運送においては，海上または航空運送が必須となる。

運送にかかる日数は，（短）航空運送＜陸上運送＜海上運送（長）となる。欧州や米国に 10 数時間＋諸手続の時間で届けられる航空運送に対し，海上運送では 2 週間から 1 か月以上を要することもある。

反対に，運送賃は，（安）海上運送＜陸上運送＜航空運送（高）となる。ただし，海上運送においては，運送賃以外の費用（梱包費用や諸手続の費用等）がかさむことに加え，運送期間や水濡れ等の危

険から，保険料が高くなることに留意しなければならない。

複合運送では，どこで運送手段を切り替えるかも問題となる。たとえば，日本から米国・シカゴまでのコンテナ運送の場合，シアトル・タコマ等の西海岸の港まで海上運送により，港からシカゴまでは大陸横断鉄道運送を用いることが多い。東海岸のニューヨーク港を利用するより早く到着する上，パナマ運河（通航できる船舶の大きさに制限があり，高額の通航料がかかる）を通過する必要がない。

2 海上運送

■国際海上物品運送を規律するルールの成り立ち

海上運送はリスクの大きな運送手段である。運送人は，航海には避けることのできない危険が伴うことから，運送契約の条件として自らの免責を定め（→その分のリスクは荷主が負うことになる），その範囲を拡大していった。そのような契約条件は通例，大量の運送を引き受けることになる運送人が作成した約款によって決定される。しかし，運送人が約款の内容を自由にできることで当事者間の不公平が生じ，運送契約の内容に対する強行的な規制が必要とされるようになった。また，こうした海上運送は国際的な運送となるため，そのような規制については国際的な統一が要請され，条約として規律されてきた。

■日本が加盟する条約

日本は，1924年の「船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約」（**ヘーグ・ルール**）および1979年のヘーグ・ルール改正議定書（**ヘーグ・ヴィスビー・ルール**）を批准し（4-2：締約国一覧），その内容を国内法化する**国際海上物品運送法**を制定・改正した。条約の直接適用はなく，国際海上物品運送法が次項の条件に該当する

かぎりで適用される。

これらの内容は，①運送人が損害賠償責任を負わなければならない場合を強行的に定めて特約を禁止するとともに，②運送人の損害賠償責任の限度を定めることを主軸とする（なお，**3** で述べる航空運送に関する条約も同様である）。

Column 4-1　ハンブルク・ルールとロッテルダム・ルール

ヘーグ・ルールおよびヘーグ・ヴィスビー・ルールは先進国を中心に作成されたため，運送人を擁する海運国に有利であると，荷主側となる開発途上国から批判された。そこで，1978 年に採択されたのが「海上物品運送に関する国際連合条約」（ハンブルク・ルール）（🌐4-3：締約国一覧）である。ハンブルク・ルールでは，航海上の過失による免責を否定したり，損害賠償限度額を増額したりするなど，比較的運送人の責任が重くなっている。さらに，2008 年には，法の再統一を目指して「全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国際連合条約」（ロッテルダム・ルール）（🌐4-4：締約国一覧）が採択された（未発効）。ロッテルダム・ルールは，これまでのルールと同様に当事者間の利益調整を試みるとともに，複合運送や電子船荷証券に関する規定も備えている。

■国際海上物品運送法の適用範囲

国際海上物品運送法は，問題となっている運送契約の準拠法が日本法となり（**→第 2 章第 2 節**），かつ，船舶による物品運送で船積港または陸揚港が本邦外にあるものである場合に適用される（1 条前段）。海上物品運送契約には，航海傭船契約（船舶の全部または一部を貸し切り，そこに積載された物品を運送する契約）と個品運送契約（個々の特定の物品を運送する契約）があるが，本法はいずれも対象とする（ただし，前者に対しては，後述する特約禁止が原則として及ばない）。

なお，同法において運送人の責任を減じるいくつかの規定は，運

おわりに

本書の共同編者の一人である私は，ここ数年，在住する東京から関西に出張する際，その行き帰りのどちらかに東海道新幹線の「岐阜羽島」駅で途中下車することを習慣にしている。そこから車で30分ほど行った小さな町に，最も親しい友人であった古田啓昌弁護士のご実家があり，そちらを訪ねて古田先生のご位牌にお線香をあげて，古田先生のお母様とさまざまなお話をすることが目的である。

本書の企画は，古田先生がご存命の時に，新進気鋭の若手研究者たち（小川和茂先生，羽賀由利子先生，小池未来先生）が古田先生に企画の中心になってもらうことをお願いしたことから始まった。古田先生は，わが国を代表する国際弁護士の一人であると同時に，国際民事紛争処理に関するさまざまな優れた書籍や論文を発表しており，さらに，母校である東京大学を中心にいくつかの大学で教鞭もとられていた。法制審議会等を通じて立法作業にも関与しており，まさに本書のテーマである「国際取引法」に関する実務と理論の双方におけるわが国の第一人者であった。そうでありながら，学会や研究会における古田先生は，一方で鋭い質問で法的な議論をリードしつつ，他方で議論終了後には若手研究者たちとフランクに交流する優しい先輩であり，そんな古田先生に，若手研究者が本書の編者をお願いしたことは，至極当然の流れであった。

ところが，2021年12月，古田先生は突然にこの世界から去ってしまった。

初めて古田先生にお会いしたのは1992年のことであった。米国ハーバード大学での留学中に書き始めた「国際訴訟競合」に関する

ご自身の論文の中で生じた疑問点につきヒントを得るため，東京大学の法学研究室で国際民事手続法の研究を始めたばかりの私を，古田先生はわざわざ訪ねてくれたのであった。それ以来，同じ分野を研究する同士としてさまざまに議論を絶やしたことはなく，また，長年に亘って大学での講義も共同で担当した。さらに，私自身が弁護士登録を行い実務に参入してからは，実務家として同一事件の解決に共同で奔走することも少なくはなかった。近年においては，「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」という国家プロジェクトに共同で関与し，さまざまな成果があがりつつあった。そうした中，30 年に及ぼうとする古田先生との親交が，突然に絶たれてしまったのであった。ご逝去の報に接した当時の私はまったくもって茫然として，しばらくの期間，何もできなくなった。

そのことは上記の 3 人の若手研究者においても同様であったが，このままではせっかくの本企画が実現せずに終わってしまう。そこで彼らは，当初から私を共同編者に加えることが古田先生のお考えであったことを理由に，古田先生の代役として私を指名してくれた。本企画が流れてしまえば古田先生も心残りであろうから，私にとって断る理由はない。またそのような経緯を踏まえ，「国際取引法」分野においては現在のわが国の第一人者である森下哲朗先生も，共同編者として本企画を支えてくれることになった。森下先生も，学会や研究会で古田先生と長らく研究活動をともにしており，また，同じ時期に東大の法学研究室の門を叩いて以来，私とも 30 年以上に亘りさまざまに研究活動をともにしてきた方である。

以上のような経緯の末，古田先生の代役として，森下先生とともに本書の編集作業を行わせていただき，本書は完成に至った。森下先生の大所高所からのご指導には，厚く御礼を申し上げたい。もっとも，編集作業の実質については，上記 3 人の若手研究者の力によ

るものも非常に大きい。ここに記して，感謝の意を表したい。また，内容面に関しては，その３人の若手研究者が，同世代の他の新進気鋭の若手研究者に声がけをしてくれ，その先生方が執筆者として参加してくれることで，このように素晴らしい内容の書籍として結実することができた。そのための全執筆者の並々ならぬ努力に対して，どのように謝辞を述べてよいのかわからない。あらためて心からの御礼を申し上げたい。

さらに，企画段階から執筆段階，最終的な編集作業の段階というすべての過程において，株式会社有斐閣の一村大輔氏の懇切丁寧なアレンジ，叱咤激励がなければ，本書が完成することは決してなかった。一村氏に対しては，最大限の感謝の意を表したい。また，編集作業の後半で献身的なご努力をいただいた同社の入田萌衣氏に対しても，御礼を申し上げたい。

古田先生のご逝去の２週間前に受け取った最後の電子メールは，以下のような内容のものであった。「昨日は本当に有り難うございました。持つべきものは良き友人と再認識しました」。それは，少し健康を害していた古田先生を元気づけるため，一緒に JAZZ のライブ演奏を楽しんだ翌朝の便りであった。古田先生に代わって編者を務めさせていただいた本書がついに完成した今，本書を読了した天国の古田先生が，もう一度だけ言ってくれるとしたら，これ以上の私の喜びはない。「持つべきものは良き友人と再認識しました」と。

本書を亡き古田啓昌先生に捧ぐ

2024 年 8 月 15 日

編者を代表して

早川　吉尚

国際取引法入門

Introduction to Legal Aspects of International Business Transactions

2024 年 11 月 20 日　初版第 1 刷発行

編　者　早川吉尚・森下哲朗
発行者　江草貞治
発行所　株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
https://www.yuhikaku.co.jp/
装　丁　堀由佳里
印　刷　株式会社精興社
製　本　大口製本印刷株式会社
装丁印刷　株式会社亨有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。
©2024, Y. Hayakawa, T. Morishita.
Printed in Japan ISBN 978-4-641-04698-6

本書のコピー，スキャン，デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは，たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写（コピー）は，著作権法上での例外を除き，禁じられています。複写される場合は，そのつど事前に，（一社）出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。